

板橋区介護サービス従事者勤続表彰実施要領

(目的)

第1条 板橋区内の介護サービス事業所において、介護関係業務に精励した者を表彰し、介護関係業務に携わる者の定着を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 表彰は、板橋区内の介護サービス事業所において、常勤従事者として、介護サービスの向上に熱意を有し、他の模範となる介護サービスの提供に努めている者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 表彰が行われる年度の4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務に、通算して5年以上、10年以上又は15年以上従事し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている者。

(2) 表彰が行われる年度の4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務に、第8条に規定する復職を経て通算して3年以上、8年以上又は13年以上従事している者で復職後1年以上経過し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている者。

(被表彰候補者の推薦)

第3条 介護サービス事業所の管理者等は、第2条の各号に掲げる要件に該当する者があるときは、被表彰候補者推薦書(様式)を区長が別に定める日までに区に提出するものとする。

(表彰の対象外)

第4条 次の各号に掲げる者は、この表彰の対象者から除外する。

(1) 過去にこの表彰を受けている者。

(2) 前号に掲げる者のほか、区長が不相当と認める者。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、区長が行う。

(表彰の方法等)

第6条 第5条の規定により表彰することを決定した者に対して、表彰状を授与する。

(表彰の時期)

第7条 原則として、表彰は毎年度に1回行う。

(復職)

第8条 復職とは次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

(1) 当該従事期間中において、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第65条に規定する産前産後休業及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条に規定する育児休業並びに同法第11条に規定する介護休業又はこれに準ずる休暇を経て職場に復帰し、再び従事すること。

(2) 当該従事期間中において、育児や介護を理由とする退職を経て、再び従事すること。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年9月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

推薦者

事業所名又は施設名

事業所住所又は施設住所

管理者名

連絡先

被表彰候補者推薦書

以下の者は、板橋区介護サービス従事者勤続表彰実施要領第2条各号に掲げる要件に該当するので、同要領第3条の規定により推薦します。

なお、下記及び別紙経歴書の内容に相違ありません。

氏名	ふりがな	職名	通算従事年月数（基準日現在）

（注）・・・表彰状に記載される項目ですので、氏名の旧字体等、はっきりと正確にご記入ください
添付書類：経歴書（別紙）

記載いただいた下記連絡先に、表彰式のご案内（出欠確認）等の通知をさせていただきます。

担当者名	
担当者連絡先	
メールアドレス	

